

まん延防止等重点措置の適用に伴う 県民・事業者の皆様への要請等

※ 当初要請からの変更箇所は「青字」で記載しています

令和4年1月19日

令和4年2月10日一部変更

新 潟 県

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請（概要）

期 間	令和4年1月21日（金）～3月6日（日）
措 置 区 域	県内全域（全30市町村）
目 的	県内の新型コロナウイルスの急速な拡大に対し、まん延防止等重点措置の実施により、感染者数や感染速度を抑え、今後懸念される医療のひっ迫を避ける。

要請対象	主な要請内容（概要）
県 民	<ul style="list-style-type: none">・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える・ 不要不急の県外との往来は極力控える
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 社会機能の維持のため必要な業務の継続の仕組みを構築すること・ テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大等により出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること
飲食店	<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間 5時～20時（酒類の提供禁止） ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、営業時間 5時～21時（酒類の提供は20時まで）を選択可能 ※ いずれも協力金の支給あり・ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない
イベント	<ul style="list-style-type: none">・ 感染防止安全計画を策定したイベントについても、人数上限は20,000人 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による収容定員までの緩和は行わない

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請（概要）

要請対象	主な要請内容（概要）
大規模集客施設 (1,000㎡超)	<ul style="list-style-type: none">・ 人と人の接触機会の低減などを図るため、入場をする者の整理、マスクの着用の周知、アクリル板等の設置などの感染防止対策を要請
県立学校	<ul style="list-style-type: none">・ 部活動は平日のみ90分程度とすること・ 大会への参加は、全国大会、ブロック単位の大会及びその予選会に限る・ 大会に参加する場合は、その前後にPCR検査等を実施すること・ 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は基本的に控えること (長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等、室内で近距離で行う合唱等、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動)
県立施設	<ul style="list-style-type: none">・ 入場者の整理などの感染防止対策を徹底した上で運営する・ 期間中に開催される大人数が集まるイベントの新規予約は停止する

県民の皆様への要請

基本的な感染対策について

- **基本的な感染対策の徹底**（手洗い、手指消毒、3密回避、マスク着用、家庭内における定期的な換気）
- **体調に合わせた行動の徹底**
体調不良を感じたら・・・不要な外出をしない、人の集まるところに行かない、イベント・飲み会に参加しない
- **検査の徹底**
大人数のイベント・飲み会等の前後に検査を受ける
県をまたぐ移動の前後に検査を受ける

無症状の方（無料）

- 新潟県ワクチン・検査パッケージ検査所で受検
- ウエルシア薬局・ツルハドラッグ等の民間薬局で受検

有症状の方（無料）

- かかりつけ医または受診・相談センターに電話
新潟県新型コロナ受診・相談センター
電話 025-256-8275
025-385-7541
025-385-7634（いずれも毎日24時間対応）

県民の皆様への要請

外出について

- ▶ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える（法第24条第9項）

移動について

- ▶ 不要不急の県外との往来は極力控える（法第24条第9項）

飲食について

- ▶ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とする（法第24条第9項）
- ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない（法第31条の6第2項）
- ▶ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控える（法第24条第9項）
～にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店などの利用を～
- ▶ 飲食はなるべく少人数で黙食を基本とする
- ▶ 形式を工夫する（着座・お酌はNG・定員50%以下・座席を離す・短時間）

事業者への要請

職場への出勤抑制等

- 社会機能の維持のため必要な業務の継続の仕組みを構築すること
- テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大などにより出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること
- 従業員の体調管理を徹底（出勤前の検温等）し、体調の悪い人は出勤しない・させないこと
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧めること
- 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり（休憩室・更衣室・喫煙室・食堂等）に注意すること

飲食店への要請

期 間	[第1期] 令和4年1月21日（金）～2月13日（日） [第2期] 令和4年2月14日（月）～3月6日（日）
対 象 区 域	県内全域（全30市町村）
対 象 施 設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 （結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む） ※宅配・テイクアウトサービスは除く
要 請 内 容	<p>1 時短要請等</p> <p>① 営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供を行わないこと（利用者の持込を含む） ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、②を選択することも可能</p> <p>② 営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ること（利用者の持込を含む）</p> <p style="text-align: right;">【法第31条の6第1項に基づく要請】</p> <p>2 人数の制限（上記①と②共通） 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること</p> <p>※感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない</p> <p style="text-align: right;">【法第24条第9項に基づく要請】</p>

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（全市町村 第2期）

令和4年2月14日（月）0時～令和4年3月6日（日）24時までの間、県の要請に全期間、全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。

※前回（R4.1.21～2.13）の要請に応じられなかった方についても、今回の要請に協力いただければ協力金を支給します。

【主な支給要件・支給額の単価】

- ◎ 時短要請区域において、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている施設を運営する事業者
- ◎ 令和4年2月13日(日)以前から開業しており、令和4年2月14日(月)0時～令和4年3月6日(日)24時の期間中、20時までの営業時間短縮や酒類の提供停止※に全面的に御協力いただくこと。
 - ※にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店は、下記②を選択することもできます
 - ※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力金の対象外
- ◎ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内（ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない）

① 5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

		前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		～7万5000円以下	7万5000円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額＝前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		

② 5時から21時までの時間短縮営業（20時までに限る）※認証飲食店のみ選択可

		前年又は前々年の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年若しくは前々年の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額＝前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年若しくは前々年の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

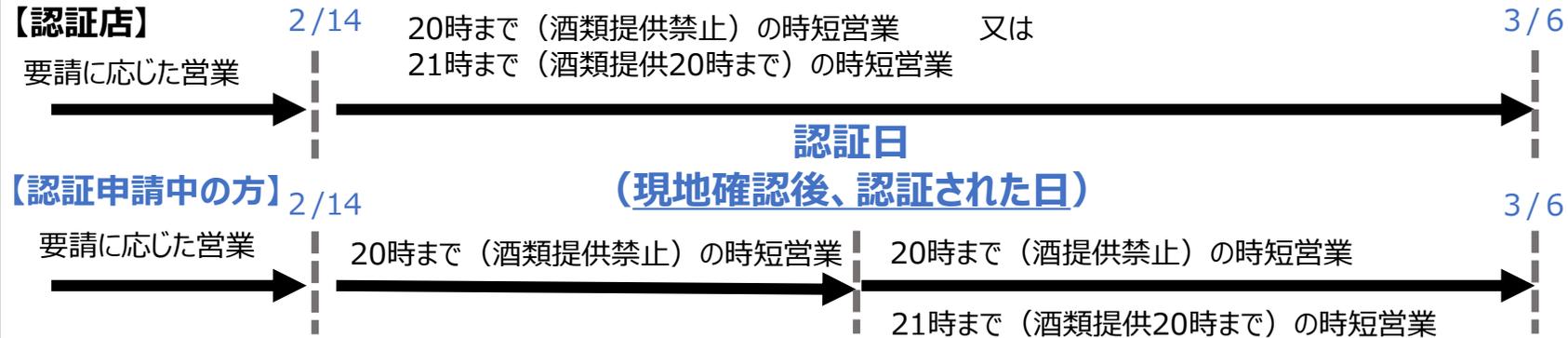
※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×21日間となります

協力金の支給対象について

<支給対象者>

通常の営業時間	認証店以外	認証店
20時を超えて21時までの営業	20時までの 時短営業 (酒類提供禁止)	20時までの時短営業 (酒類提供禁止)
21時を超えた営業		いずれかを選択 ①20時までの時短営業 (酒類提供禁止) ②21時までの時短営業 (酒類提供20時まで)

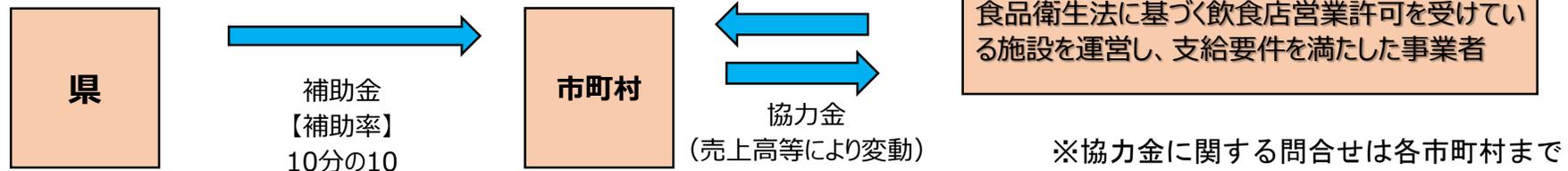
<認証店の考え方>



○認証申請については、こちらから <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>

【認証に関するお問い合わせ先】 にいがた安心なお店応援プロジェクト 事務局
電話番号：025-288-6681
※土日祝日・年末年始を除く、平日午前10時～午後5時

【実施スキーム】



イベント開催についての要請

1月23日以降のイベントについての適用

収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）（法第24条第9項）

	安全計画策定 (5,000人超のイベント)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限 (A)	<u>20,000人</u>	<u>5,000人</u>
収容率 (B)	100% ※「大声なし」の担保が前提	大声なし：100% 大声あり：50%

「大声」は「観客等が①通常よりも大きな声量で②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

- 1月22日までを周知期間とする。
- 1月22日までにチケットが販売されたイベントについては、1月22日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。
- 1月23日以降、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。
- 感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による収容定員までの緩和は行わない**

大規模集客施設（1,000㎡超）への要請

要請の期間		令和4年1月21日(金)～3月6日(日)
施設の種類	施設の例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	<p>法第31条の6第1項に基づき、特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対して以下の感染防止対策を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場をする者の整理等 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場、葬儀場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館、水泳場、陸上競技場、遊園地、ゴルフ練習場、スポーツジム 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等	
遊技施設	麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、リラクゼーション、理美容店 等	

県立学校への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、改めて感染防止対策を徹底すること。
- 臨時休業等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行うこと。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、本人または同居家族等に風邪症状等が見られる際は、登校を控えるよう周知すること。
- 宿泊を要する学校行事の実施について
 - ・宿泊を要する学校行事は、活動内容や感染状況等を踏まえ、延期や日帰りへの変更などを含め、実施の可否を慎重に判断すること。
- 学習活動及び部活動の実施について
 - ・以下の活動は感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動であるので、基本的に控えること。
 - ▶ 長時間、近距離で対面形式となるグループワークや調理実習等
 - ▶ 室内で近距離で行う合唱及び管楽器演奏
 - ▶ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
 - ・部活動の実施については、上記に加え以下のとおりとする。
 - ▶ 活動は通常の活動場所に限り、平日のみ90分程度とすること。
 - ▶ 発熱等や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
 - ▶ 大会への参加は、高体連、高野連、高文連及び競技団体、文化団体が主催する全国及びブロック大会、コンクール、発表会及びその予選会に限る。
 - ▶ 他校、大学生及び社会人との交流は、上記大会等への参加以外は行わないこと。
 - ▶ 県外での活動は、上記大会等への参加以外は行わないこと。
 - ▶ 県外での大会等に参加する場合は出発前と帰県後にPCR検査等の検査を実施すること。

(法第24条第9項)

県立施設の取組

期 間	令和4年1月21日（金）～3月6日（日）
概 要	<p>博物館、美術館等の県立施設については、人と人との接触機会を低減するため、入場者の整理などの感染防止対策を徹底した上で運営する。</p> <p>期間中に開催される大人数が集まるイベントの新規予約は停止する。</p> <p>なお、既に予約済みのイベントについては、ワクチン接種証明や検査陰性証明の活用など感染防止対策を徹底した上で、最小限の規模で開催。</p>